

〔研究ノート〕

A．グラムシにおけるアソシエーション論の生成と展開

松田 博*

この小論は、グラムシのアソシエーション論の生成と展開の特徴を『獄中ノート』の初期から中期にかけての関連草稿の分析を通じて探究することを課題としている。その特徴とは、第一に「ジャコバン主義的」アソシエーション観の批判的検討であり、第二には「ヘゲモニー装置」としてのアソシエーションの意義に関するものであり、第三にはアソシエーションの倫理的側面に関する考察である。これらの草稿の大半はB草稿（暫定的草稿）であり、従来その意義が二義的なものとして軽視されてきたが、第一次執筆のA草稿から第二次執筆のC草稿に至る、グラムシの探究・考察の深化の過程を解明するうえで、独自の意義を有する諸草稿であることを強調した。小論でとりあげた論点は、中期から後期の一連の「ノート」においてさらに錬成されて、とくに「特別ノート」の重要な構成部分となるだけに、その意義を明らかにするためにも初期から中期にかけての各テーマの生成と展開の過程を明らかにする考察は、必要不可欠と考える。

キーワード：グラムシ、『獄中ノート』、ヘゲモニー（装置）、アソシエーション、ジャコバン、ジャコバン主義、市民社会、倫理性

目次

はじめに

1. アソシエーション論の生成
2. アソシエーションと「ヘゲモニー装置」論
3. アソシエーションの倫理的側面の検討

おわりに

はじめに

グラムシにおけるアソシエーション論への一定の系統的な言及は『獄中ノート』初期草稿から見られ、それはヘゲモニー論や市民社会論さらにはサバルタン（従属的社会集団）論などとの関連性において深化、発展していくが、この

テーマに関する研究は十分とは言えない。それは別稿において簡潔にふれたごとく、ヘゲモニー、市民社会、サバルタン等の主要な諸概念との関連性が看過され（『ノート』旧版では、各草稿自体が断片化されて、一面的に「編集」されたため、そこからこのテーマについてのグラムシの考察の深化過程を読み取ることは殆ど不可能であるが）、『ノート』原本をほぼ復元したグラムシ研究所校訂版（ジェルラターナ編、以下校訂版と略）の刊行後（1975）も、旧版の長期にわたる影響もあって、このテーマにかんする草稿は重視されず、第二義的な位置付けしか与えられて来なかったと言ってよい。この小論

* 立命館大学産業社会学部教授

では、これまで十分検討されなかった諸草稿の分析を通じて、グラムシのアソシエーション論にかんする考察の生成かつ展開過程の検討を課題としたい¹⁾。

1. アソシエーション論の生成

(1) 『ノート』旧版の問題点

グラムシの『獄中ノート』におけるアソシエーション論の初出は「第1ノート」の草稿47B（以下、Q1§47Bと略記する）であるが、その表題は「ヘーゲルとアソチアツィオニズム（アソシエーションニズム）：Hegel e L'associazionismo」である。これは単次執筆のB草稿（暫定稿ないし独立稿的な草稿）であり、第一次執筆のA草稿（初稿）およびそれを推敲、加筆、再編した第二次執筆のC草稿（最終稿）のように明瞭な対応関係を、とくにC草稿との関係で見出すのは難しいが、いわばA稿からC稿への発展的展開を媒介し、その意味でグラムシの探究・考察の深化過程を把握するうえで重要な意義を有する草稿と言い得るのである。『ノート』旧版では、第4巻の『マキャヴェリ論ノート』（1949年）のなかで「国家論」として、あたかも単独の草稿のように「編集」された複数の草稿群のなかに、後述する如く重要な個所が削除されて挿入されており、したがって本草稿の独自の意味を読み取ることはA・B・C三種類の草稿の区別もなされておらずきわめて困難である。編者のF・プラトーネの編集方針にP・トリアッティの意図が少なからず影響していたことは明白であるが、それは同巻の编者序文にも反映している。つまりグラムシの探究は「労働者階級の国家創設のための闘争およびこの闘争に勝利するための、彼ら自身の政党に指導さ

れた労働者階級の諸条件の考察」に向けられていると、グラムシの企図をきわめて短絡的に歪曲して言明しているのである²⁾。この小論は、旧版選集の「限界と不適切さ」（ジェルラターナ）つまりより正確に言えば「歪曲と削除」の解明を課題とするものではないので、この点については最小限の言及に止めたいが、グラムシは前述の序文のような「機械的唯物論」を起源とする一「単性生殖」的発想に矮小化された一階級還元主義的国家論や変革論（それはまさに第三インター型の理論的フレームつまり「公認教義」の負の遺産の再現に他ならないが）を、政治的な次元のみならず、理論・思想という根本的次元において批判・超克するために、Q13（校訂版「マキャヴェリ論ノート」）をはじめとする一連の「特別ノート」を執筆するのであり、それゆえ前掲の序文のような発想は、批判的検討の対象ではあっても、けっしてグラムシの企図を正確に表現しているとは言い難い³⁾。

したがってQ1§47B草稿の大半が、前述の「国家論」に吸収されてしまい、他の部分は削除されたため、同草稿がグラムシのアソシエーション論の生成にとってきわめて重要な意義を持つことが、旧版では不明瞭とされたのである。

(2) 『第1ノート』草稿の検討

前述した如く、草稿Q1§47Bは主としてヘーゲルのアソシエーション観およびそれとマルクスとの関連性を考察するための暫定的草稿であるが、多面的な探究の萌芽が明瞭に表れている草稿である。それはヘーゲル理論の意義を再考しつつ、ヘーゲル以降の歴史的具体的過程の分析を通じて、ヘーゲルの歴史的限界を明確化するとともにマルクスの問題点をも再検討するという構想を内包している。以下同草稿の内容と

その意義を簡潔に要約しておきたい⁴⁾。

(a) ヘーゲルにおいて、政党とアソシエーションは「国家の『私的な』緯系 (trama)」であるが、それはフランス革命の政治的・歴史的経験に基づいている。つまりヘーゲルの立憲制構想の母胎つまり「被統治者の同意」「組織された同意による統治」による国家構想にとって「国家の公的な縦系」としての統治・行政組織のみでは不十分で、諸アソシエーション(政治的アソシエーションとしての政党も含む)は、国家がその正統性の基盤として必要とする「同意」形成の諸契機を提供し、かつ「教育」的任務(同意調達等)も担う。

(b) ヘーゲルは特に彼の「議会制国家観」を政治的アソシエーションたる政党制度によって理論化するのだが、そこには一定の限界性をも含んでいる。つまり「彼のアソシエーション観は、当時の歴史的経験による政治と経済との間の漠然とした原初的なものでしかなく、その歴史的経験はきわめて限られたもの」であり、その具体的経験とは「同業組合的(Corporativo)」な事例つまり「経済に接ぎ木(挿入)された政治」だけであった(グラムシのその後の考察の深化からみれば、それは「政治」の自律性の欠如ないし脆弱性、未成熟を意味している)⁵⁾。

(c) 次にマルクスに関する記述が続くのであるが、その個所は旧版では全て「削除」されている。それは以下の文章である。つまり「マルクスは、ヘーゲルの経験以上の歴史的経験(少なくともヘーゲルを大幅に超えるような)を得ることは出来なかったが、ジャーナリストやアジテーターとしての活動によって大衆的センスを有していた。マルクスの組織観は、当時次のような諸要素に捕われたものであった。つまり同業者組織、ジャコバン・クラブ、少数者

グループによる秘密陰謀組織、ジャーナリスト組織などである」⁶⁾。

旧版編者の意図は、上記の削除部分から明確であろう。すなわちグラムシは、マルクスが生きた歴史的時代の制約から、とくにその組織観においてヘーゲルのそれと共通する一定の限界を有していたのではないか、という重大な仮説を(これが暫定的性格をもったB草稿であることを忘れてはならない)提起しているのである。換言すれば、フランス革命をモデルとするジャコバン型変革(グラムシの考察の展開においては「機動戦」型変革論の歴史的・理論的限界性と「陣地戦」型変革論への転回という探究における前者の参照基準として「登場」するのは「フランス革命」であって「ロシア革命」ではないことも興味深い点である)の影響力の巨大さ(それは組織観にまで及ぶものであったが)、および端的に表現すれば「機動戦」型変革論の限界性、「陣地戦」型変革論への移行の必然性についての萌芽的考察が「第1ノート(Q1)」の他の草稿(A, B)からも、この「削除」部分の分析と接合することによって明らかとなってくるのであるが、この点は次節でより詳しく検討したい(Q1§44AやQ1§134Bなど)。

(d) つぎにグラムシが重視するのが「クラブ」と少数者からなる「秘密陰謀組織」である。「フランス革命が二つの有力な形態を提起した」。その一つは「クラブ」であって「個々の政治的個性を中核として結集される『民衆集会』型の、厳格ではない組織」である。第二は、前述の「秘密陰謀組織」であり、いずれも1848年まで一定の影響力を持ち続ける、とグラムシは指摘している。前者の代表的事例は、ジャコバン・クラブであるが、このクラブはテルミドル以降衰退し、1794年末に閉鎖される。し

かしながら、その影響は大で「ジャコバン派の歴史のあとにはジャコバン主義の歴史が来る」のである⁷⁾。つまり同派の影響をうけたクラブが、フランス革命の挫折の後に「極秘裡に革命の偉大なタベをもたらすことに専念する地下の結社」になっていくのである⁸⁾。グラムシはその主な指導者としてブランキとF・ブオナロッティの名を挙げている。前者はジャコバン主義的思想家として30数年を獄中ですごし、また秘密結社「季節社」を組織し、ブランキ主義は直接行動的蜂起主義の代名詞ともなり、またブルードンの対立者としても有名である。また後者はミケランジェロの末裔にあたり、ピサ大学の学生時代よりジャコバン主義に共鳴し、バブーフの秘密結社「平等社」にも加担した。彼の意図は、フランス革命と連携してイタリアにおいてもジャコバン主義的変革を推進することであったが、イタリアにおいては急進的知識人運動の枠を超える大規模な民衆の同意、参加を得ることが出来ず挫折した。グラムシは、ナポリ革命に参加したナポリ・ジャコバン派の歴史家V・クオーコの「受動的革命」論を発展させ、リソルジメントの歴史的・理論的分析のキー概念の一つにしていくが、その原点は前述のジャコバン主義やそれに相似した理論的・思想的潮流の批判的分析にあったと言える。

イタリアにおいて蜂起主義的秘密結社としての閉鎖的なアソシエーション観が克服される歴史的契機となったのが、19世紀中盤の国家統一運動（リソルジメント）およびパリ・コミューン（1871）の経験であった。第一インター（1864～1876）のイタリアでの中心的指導者の一人であったA.コスタは当初バクーニンの影響を強く受けていたが、その民衆からの遊離、少数者による蜂起主義に批判的となり、「コム

ーネ（自治体）」を当面の社会変革のみならず将来社会の基盤とする「Socialismo municipale（自治体社会主義）」に移行していった。そこには民衆から遊離した蜂起主義、少数者による秘密結社主義および「国家の転覆主義（Sovversivismo）」の批判的克服の意味が込められていた⁹⁾。

前述したごとく本草稿はB稿であり、一連の『ノート』での探究の展開の過程で「機動戦・陣地戦」、「国家概念の刷新と拡張」、「市民社会とヘゲモニー（装置）」およびそれと連動する「知識人問題」、「政治社会（狭義の国家）の市民社会への再吸収」、「官僚統治と自己統治」、「Società regolata（自己規律的社会）」、「従属的社会集団（サバルタン）」、「コモン・センス」、「フォークロア」などの民衆意識・民衆文化問題、さらにはマスメディア・ジャーナリズム問題など多様な問題群に分節化され、その意味でA稿からC稿への媒介的契機となる重要な草稿であり、グラムシが「第1ノート（Q1）」冒頭に掲げた研究プラン（いわゆるQ1プラン）の基軸を明確にするうえで不可欠の草稿と心得るのである。またそれは「ジャコバン主義的」アソシエーション観の克服および前述の問題群と内在的に接続しうのような「アソシエーション観の刷新と拡張」の生成・発酵を準備する草稿の一つでもあり、その意味で旧版（プラトーネ版）による歪曲と重要部分の削除は、決して偶然的なものでも、技術的なものでもなく、きわめて作為的なものであることが明瞭となるのである。

また別稿でも若干ふれたが¹⁰⁾、この草稿においてもすでに「表題と内容の乖離」が生じていることを指摘しておきたい。たしかにヘーゲルにかんする言及は、それ自体重要な内容ではあ

るが、たんなる論点の指摘のみであり、草稿の大半は「ジャコバン主義」の否定的側面の「歴史的特質」の分析にあてられている。獄中での「検閲」にたいする配慮がなされているのは当然であるが（草稿の形式的側面として）、内容的には「ジャコバン主義」の否定的要素を克服せず、むしろ継承し「公認教義」の一部としている潮流（具体的には第3インター、とくにスターリニズム）にたいする批判的視点が包含された草稿であると言ってよいであろう。グラムシがマルクスの組織観の限界として指摘している諸点（つまりプラトーネが削除した部分）は、マルクスの限界の強調（ヘーゲルとの共通性）というより、むしろ「機械的唯物論」の限界、問題点の暗示と理解したほうが、この草稿の前後の草稿および後続の『ノート』（とくにQ4以降）との関連でグラムシの含意をより良く理解できると考える。したがって、この草稿がC稿に直接反映されず、間接的、過渡的な意義を有する草稿Bに止まったことの意味もより鮮明になると言えよう。少なくともマルクスのアソシエーション観の解明を主題とした草稿ではないことは明らかであり、この草稿をもってグラムシのマルクス観（とくにアソシエーション観）を短絡的に判断することは出来ないと言えよう¹¹⁾。

2 アソシエーションと「ヘゲモニー装置」論

本章では、Q13§37Cの草稿（表題は「フランスの国民生活についてのノート」）について検討したい。同草稿は、Q1の五つのA稿を再編・加筆し、完成度の高い長文のC稿として「マキャヴェリ論ノート（Q13）」に収録されているが、前述したフランス革命後のジャコバン主義的ヘゲモニー（「永続革命の方式の発展」）

のもとでの急激な政治的・社会的変動の歴史的過程および複雑なヘゲモニー関係を分析した興味深い草稿である。もちろんこの草稿全体を検討すれば、それは単なる「歴史分析」に止まらない含意を有していることは明白であるが、ここでは行論の関係上本論の主題に関する個所のみ検討しておきたい。前章でも簡潔に触れたごとく、革命後の事態は「蜂起の試みと苛酷な弾圧、選挙権の拡大と制限、アソシエーションの自由とこの自由の制限あるいは禁止、労働組合の分野での自由と政治的分野での自由の制限」等々の複雑な過程を経てきたが、対抗勢力が強力化した場合あるいはその可能性が存在する場合は「まさに『内乱の脅威』なるものによって、議会の『忍耐を強要』する法令の改変」などを始めとする「予防的」措置ないし「抑圧的」措置によって、支配の相対的安定を図ってきた過程であった。それはまた「市民社会のヘゲモニー装置」の重要な一環としての諸アソシエーションが増強される過程でもあった。グラムシは次のように指摘している。

「古典的な議会制の基盤のうえでのヘゲモニーの『正常な』行使は、様々な均衡関係をもつ強力と同意の組み合わせによって特徴づけられている。この組み合わせは、強力が同意にたいして過度に優勢とならないよう、いわゆる世論の機関—新聞とアソシエーション—によって実現される多数者の同意によって支持されているかのように努力することによって保たれている。したがって世論の機関は、一定の情勢のもとでは、作為的に増強される。この同意と強力との間には、買収と汚職が存在している（それはヘゲモニー機能の行使が困難となる一定の情勢において、強力の実行使があまりにも危険なために生じる特徴である）」¹²⁾。この個所において、グラ

ムシの論旨はA稿とほぼ同一であるが、「世論の機関」としてC稿において「新聞とアソシエーション（いずれも複数形）」を加筆している。「国民国家」の安定的創設や「国民形成」への民衆的同意調達のためには「議会制」を始めとする政治的「上部構造」の構築のみならず、「市民社会」におけるヘゲモニー装置の増強が避けられない課題となる。なかでもグラムシが特に重視するのが「世論形成」にかかわるヘゲモニー装置としての新聞および各種アソシエーションであり、それは対抗勢力においても従来の少数者主義や秘密結社による蜂起主義的展望を克服し、「市民社会」レヴェルにおけるカウンター・ヘゲモニー形成の一環として新聞（マス・メディア）や諸アソシエーションの意義を位置付け直すことを意味する。「国家転覆主義」的発想（＝「機動戦」）においては、二義的意味しか与えられなかった「自治体（コムネ）」や民衆的アソシエーション（協同組合、相互扶助組織など）や言論機関の意義（＝「陣地戦」）が、いわば「市民社会」のヘゲモニー形成において第一義的意義を与えられてくる。それは「ヘゲモニー概念の発展」（Q13§18C）と深く連関しているのである。前章の初期草稿が、アソシエーションの歴史的意義の原点についての試論的探究であったとすれば、本章で検討した中期の草稿は、ヘゲモニー論の一環としてのアソシエーションの歴史的・理論的意義を解明するための持続的探究を明示する内容と言えよう。それはまた所与の社会構成体の、強力に基づく「断絶と飛躍」による新社会の創設というユートピア的社会変革像の根本的転換、つまり所与の社会構成体の持続的かつ質的再編成という新たな社会変革像（つまり新たな「歴史のブロック」の形成）の探究にも連動する構想である。

筆者は、別稿においてグラムシのアソシエーション論の輪郭を3点にわたって要約した。その第一は、市民社会のヘゲモニー装置の一環としてのアソシエーションの意義に関するものであり、第二には、政治社会（狭義の国家）と市民社会との深刻な乖離・亀裂を内発的・持続的に克服し得るようなアソシエーション（政治的アソシエーションの自己刷新をも含めて）構想の意義であり、第三には「政治社会の市民社会への再吸収」を可能にするようなアソシエーション構想の意義である¹³⁾。本章で検討した草稿は、その第一の点と深く関わるとともに、第二、第三の論点へと展開、発展していく要素を内包した草稿と言えよう。またヘゲモニー装置の一環としてのマスメディア（新聞等）への着目は、後期の一連の「フォルミア特別ノート」のなかの「ジャーナリズム論（Q24）」などに結実していくことを付言しておきたい。

3. アソシエーションの倫理的側面の検討

Q14()§50Bの草稿は、これまで検討してきたアソシエーションの歴史的・理論的意義の探究—それはまた市民社会論やヘゲモニー（装置）論等の展開・深化と連関するものであったが—とは異なり、むしろ別稿で検討した草稿（Q6§79B）と関連するアソシエーションの倫理的側面に焦点が当てられており¹⁴⁾、しかも当時のグラムシの心情を反映した独特の内容を有する散文的性格の特異な草稿である。したがってこの章では、この草稿の内容を検討するとともに（この草稿に言及した研究は、管見のかぎりでは見当たらない）、その前後の一連の草稿を検討することが、この場合特に重要となると考えるので、その検討も併せて試みたい。

(1)同草稿は「過去と現在」を表題とする一連の草稿の一つであり、副題としてイタリアの諺《fratelli, coltelli》（原意は、「兄弟は刃物」つまり近い者ほど憎しみも強い、の意味）が付されている。そこでグラムシは次のように述べている。

「二つの要素（両者）が近いと《みなされれば》されるほど、かつ《時勢》によって良く理解しあい、協力しあうように見られるほど、両者の対立や憎悪はより強力かつ大きなものになる、ということはそれほど異様かつ非合理的なものだろうか？私の考えは否である。このことは、少なくとも《心理的》には説明しうることである。すなわち人は、敵対者ないし対立者からの善行などまったく期待しないが、それとは逆に自己に近いものやなんらかの絆で結ばれている者にたいしては、一体感や協力を期待する権利があるし、また事実期待もする。すなわち『近い者ほど憎しみも強い』という諺は、情愛の絆のみならず、法的義務からなる絆にも適用される。敵対者ないし関係者以外の者からの悪意による行為を受けたとしても、それによって打撃を被ることはなく、『無関心』でいられ、憤慨などの情緒的反応は生じないだろう。しかし悪意の行為を行なった者が、その逆の援助という道徳的義務を有する者であったり（自発的なアソシエーションにおける如く）、また同様のことを禁ずる法的義務を有する者であったり（国家的アソシエーションのように）した場合、その人は憤激し、かつ悪意を増大させるであろう。というのは、それらは将来の予測を困難にし、構想や計画を立案することを妨げ、行動の指針を定めることが不可能になるからである」¹⁵⁾。

グラムシは、別稿で言及した草稿（Q6§79B）

のなかで「知的規律の欠如、モラルと知性における無責任性と不誠実」を厳しく批判し、「アソシエーション自体がその個々の構成員に順守するよう要請する特定の倫理的原則によって支持されているのでなければ、そのようなアソシエーションは持続的かつ発展的能力をもって存在することは不可能である」と指摘し、さらにアソシエーション内部における個々の構成員の能動性の持続的喚起なしには「集団的意志」の内発的形成はありえない事、倫理的側面と政治的側面の混同の危険性、両者の弁証法的止揚の長期にわたる歴史主義的展望、おなじくその私的要素（個別性）と普遍性の獲得過程における倫理・モラルと政治との峻別の必要性等について強調していた¹⁵⁾。グラムシが前述の草稿で強調しているのは、個々のアソシエーションはアприオリに同質的なものでもなければ、「集団的意志」によって当初から自然発生的に形成されるものではない、という点である。その意味ではQ6草稿のより具体的な展開とみなすことが出来よう。本草稿が記されたQ14は、1932年から35年にかけて執筆された中期から後期にかけての「ノート」であり、この時期グラムシは獄外の救援運動の挫折、第3インターにおけるスターリニズムの深刻な事態の進行とグラムシにたいする異端視、モスクワ在住の家族との疎遠化（妻ジュリアはじめ当局の監視下に置かれていたためだが）、健康状態の悪化など苛酷な生活を強いられていたが、彼の「苦悩」はまさに「近い者」の離反、疎遠、敵対に遠因があった。彼はそれを一連の書簡で暗示し、かつ獄中での理論的・歴史的探究の諸テーマの一つとして普遍化しつつ、このQ14草稿Bに一般化した叙述で刻み込むのである。したがって本草稿は、グラムシのアソシエーション論に関す

る持続的探究の軌跡という側面からも、これまで注目されてこなかったのが不思議な程、特異な意義をもつ草稿であると言えるし、またQ13（「マキャヴェリ論」）に続くQ14の前後の草稿との関連においても、グラムシの考察の展開を内在的に究明するうえで独特の意義をもつ草稿と言い得るが、この点は次節で検討したい。

（2）関連草稿の検討

（a）まず検討しておきたいのは、Q14（ ）の前掲草稿に先立つ二つの草稿（48Bと49B）であるが、最初に48Bを取り上げたい。この草稿も「過去と現在」という表題をもつ一連の草稿の一つであるが、その副題は「有機的集中制、民主的集中制、規律」である。グラムシは言う。「規律という言葉が、集団的意志を実現するための指導者と被指導者間の持続的かつ恒常的関係を意味するものとしたら、この規律をどのように理解すべきであろうか？」そこでは規律は機械的・固定的なものではなく、したがって「個性と自由」の機械的抹殺を意味するわけではない（合同版の訳では「支配者と被支配者のあいだの」となっているが、それでは文意が不明瞭となる）¹⁷⁾。「規律それ自体は、個性や自由をけっして否定するものではない。つまり『個性と自由』の問題は、規律という事実にたいして提起されるのではなく、『規律を命令する権力の源泉』にたいして提起される」のである。仮にその源泉が「民主的」であり、「専断的」でなく外在的なものでなければ、「規律は民主的秩序や自由にとって必要な要素となる」のである¹⁸⁾。

ここでグラムシが強調しているのは、あらゆるアソシエーションにおいて、集団的意志が形式的・外在的ではなく、有機的かつ民主的に形

成されるためには「個性と自由」の発揚を基礎とした「規律」に基づく自発的な「有機的集中」こそ核心であるという点である。この点は、すでに別稿で言及したQ15（ ）§13Bの内容に連携していく特徴をもった草稿と言い得る¹⁹⁾。つまり「個性と自由」を否定的要素としてではなく、集団的意志形成の過程における積極的要素として包含しうる「規律」こそ「有機的集中」にとって不可欠の契機であることを、グラムシは再三強調しているのである。

（b）次に検討しておきたいのは前掲の草稿Q14（ ）§50Bの直前の草稿49Bである。この草稿は、マキャヴェリ論（Q13）の延長線上にあたる草稿の一つであるが、その副題は「国家」と記されている。それは議会制、代議制、官僚制、政党制の問題のグラムシ的分析視点が伺える興味深い内容をもった草稿である。グラムシは言う。「職業的官僚制にとって、代議制が政治的に『迷惑なものとなる』ということは、理解に難くない。肝心なのは、一定の代議制と政党制が、官僚制の硬直化を避けるために、任命された官僚層を統率しかつ均衡をもたらす幹部層の選抜に適した機構ではなくなり、むしろその障害となり、機能しない壊れた機構となっていないか否か、またその原因はなにか、という点である」²⁰⁾。グラムシの問題意識は、議会制や官僚制を有効に規制し、方向付け得る「新しいタイプの代議制」の可能性の検討であった。そこには「レフェレンダム（国民・住民投票）の権利」も可能性の一つとして含まれていたことは、すでに別稿で言及した通りである²¹⁾。またアソシエーション論との関係では、市民社会から発芽し、それと「政治社会」との有機的接合を果たし、あるいは両者の乖離・亀裂を超克

する役割を持つべき、政治的社会的アソシエーションとしての「政党制」問題の解明が含まれていることを、指摘しておきたい。本来、市民社会内に深く根を下ろし、政治社会（特に特権的カースト化した官僚制など）を規制すべき政治的アソシエーションが、市民社会から遊離し、政治社会に「吸収」され官僚制化されることへの批判的言及をグラムシはたびたび行っているが、とくに前述の草稿の発展とみなしうるのはQ15（§4B）である。ここでの詳論はさけるが、一定の集団における指導者層の無謬主義およびそれに対応する構成員の受動性と服従の固定化（カドルナ主義）の危険性を強調するとともに、指導者と指導能力の育成にとって本来の意味での「政党」が有する意義について言及した草稿であることを指摘しておきたい²²⁾。

（c）草稿Q14（§51B）の検討

ここで検討する草稿Q14（§51B）も、一連のマキャヴェリ論関連草稿の一つであり、「モラルと政治」という副題が付けられている。この草稿も一見一般論的かつ抽象論的内容なので、この草稿だけを独立的に読むと、グラムシの真意は伝わらず、前述したごとく前後の草稿と関連づけることによって、グラムシの意図が明確になってくると言える。したがって、この草稿の骨子を簡潔に要約しておきたい。

まず闘争する双方にとっての、各々の「公平性（equità）」や「正当性（giustizia）」なるものには全く「形式的」なものであり、重要なのはこの闘争の「目標（il fine）」である。というのはこの「目標」はいまだ実現しておらず、つまり「具体的な現実（realtà effettuale）」となっていない以上、この「公平性」や「正当性」なるものも双方の「闘争」の一部に他ならないからである。しかしながら次の2点は言うことが出来る。

つまり「1）闘争における、あらゆる道徳的判断は陳腐なものである。というのは、それは現存している事実に基づいてしか判断し得ないが、闘争はまさにその事実を変革しようとするものだからである。2）したがって唯一可能な判断は「政治的」なものであり、目標と手段との整合性にある」²³⁾。それゆえ「モラル」ではなく政治的判断に基づいて、目標と手段との整合性の分裂・乖離や目標にふさわしい手段創造の失敗などの場合において、その闘争は「不道徳（immorale）」と言い得るのであって、けっして一般的な「モラル」を判断基準としてはならないのである。それはまた「政治的人間」の判定においても同様である。

この草稿でのグラムシの主張は、すでに別稿で述べたQ6§79Bにおけるマキャヴェリと「マキャヴェリズム」の相違に関する考察とも関連している。そこでは「政治と倫理」の恣意的混同を特徴とする後者にたいして、両者の峻別を厳しく主張したマキャヴェリの意義が鋭く指摘され、両者の「止揚」の理論的・歴史的展望の意義が述べられている。またそれと同時にアソシエーションの形骸化（ヘゲモニー能力の衰退など）の要因として「官僚制の仮面をかぶった専制体制」形成および構成員の受動性の深刻化の危険性などが詳細に分析されている²⁴⁾。

おわりに

以上各「ノート」のアソシエーション論に関する主要草稿を検討してきたが、グラムシのこのテーマに関する探究の過程を概括すれば、まず第一に「ジャコバン主義」的アソシエーション観の克服つまり社会変革構想における「機動戦」的アソシエーションを超克した「陣地戦」

構想の一環としてのアソシエーション観の探究であり、第二に「ヘゲモニー装置」の有機的構成部分としてのアソシエーション論深化の試みであり、第三にアソシエーションの倫理的・モラル的側面の探究であった。以上の論点は『獄中ノート』の中期から後期にかけて、ヘゲモニー論、市民社会論、サバルタン論他多様な論点と関連づけられつつ、第三インター型の「公認教義」批判のレヴェルを超えて、多彩な展開を遂げていくが、とくに市民社会論、サバルタン論との関連の解明はきわめて不十分であり、「校訂版」および『ノート』原本に基づく解明を今後の持続的探究の課題としていきたい。

また本稿執筆途中に佐藤慶幸著『NPOと市民社会—アソシエーション論の可能性』（有斐閣、2002年）が刊行された。本稿との関連では、特に「第2章 フランス国家とアソシエーション」および「第7章 アソシエーションと市民社会」「付論 自立する個人による新たな組織論—アソシエーションの再生」が、グラムシのアソシエーション論の意義をより広い視野のなかで位置付けるうえで示唆される点が大きかった。また現代の諸課題におけるアソシエーション論の思想的・理論的意義を考察するうえでも重要な指摘と提起が含まれている著作であることを付記しておきたい。

注

- 1) 拙稿「A. グラムシのアソシエーション論に関する覚書」、本誌第38巻第2号、2002年9月参照。
- 2) Note sul Machiavelli, Prefazione, xxi, Einaudi, 1949. なお同旧版のリメイクであるリウリーティ版（70年代に刊行）では、この序文は全文削除されている。
- 3) 拙著『グラムシ研究の新展開—グラムシ像刷新のために』、御茶の水書房、第1章、2003年を参照

されたい。

- 4) QC（校訂版略号）、pp56～57、邦訳参照、大月版第1巻、153～154ページ。
- 5) 同上、但し訳文は同一ではない。
- 6) QC, p56
- 7) 『フランス革命事典2』、みすず書房、1995年、994～1007ページ参照。
- 8) 同上書および黒須純一郎『イタリア社会思想史』、御茶の水書房、1997年、第2部第1章参照。本書は、リソルジメント期の「民主派」を考察した先駆的著作であり、筆者は該当個所以外にも数々の示唆を本書から受けている。
- 9) 拙稿「イタリアにおける『自治体社会主義』とグラムシの社会主義像」、共著『20世紀社会主義の意味を問う』、御茶の水書房、1998年、参照。
- 10) 前掲拙稿、本誌第38号第2号参照。
- 11) 田端稔『マルクスとアソシエーション』、新泉社、1994年、および共著『マルクス・カテゴリー事典』、青木書店、1998年、参照。
- 12) QC, p.1638
- 13) 前掲拙稿、本誌第38号第2号参照。
- 14) 同上、参照。
- 15) QC, p.1708～1709
- 16) 前掲拙稿、本誌第38号第2号参照。
- 17) 合同版選集第6巻、129ページ参照。
- 18) QC, p.1706～1707
- 19) 前掲拙稿、本誌第38号第2号参照。
- 20) QC, p.1708
- 21) 拙稿「グラムシの『有機的危機論』に関する覚書」、本誌第38巻第1号、参照。
- 22) QC, p.1752～1754
- 23) QC, p.1709～1710
- 24) 前掲拙稿、本誌第38号第2号参照。

（付記）

ジャコバン主義とヘゲモニー（装置）との関連に関する先駆的研究にC. Buci GlauksmanのGramsci et L'Etat（邦訳『グラムシと国家』合同出版）の第2部第2章があるが、本稿で言及した初期、中期の草稿への言及は見い出せない。アソシエーション論の欠如に由来するものと考えるが、この点は別の機会に検討してみたい。